

健保だより

スタンレー電気健康保険組合

新年のごあいさつ

理事長 田辺 徹

あけましておめでとうございます

被保険者ならびにご家族の皆さんにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の明るいニュースといえば、2月に藤井聰太竜王が10代初の5冠を達成し、また、大リーグ・エンゼルスの大谷翔平選手が「2桁勝利、2桁本塁打」を達成、直近ではサッカーワールドカップ日本代表が世界の強豪ドイツ・スペインに勝利するなど、日本人の輝かしい活躍が報じられました。しかし一方では、ロシアによるウクライナへの侵攻が長期化し、世界的に社会・経済の先行き不透明感が広がっています。一日も早く平和的解決に向かうことを願うとともに、経済の早期の安定が望されます。

社会保障分野では、出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するなど、少子化に歯止めがかかりません。その一方で、高齢者人口は、令和24年のピークに向けて増加の一途をたどっています。特に、団塊の世代が後期高齢者となる今後3年間は、高齢者の医療費の急増が見込まれ、

現役世代の負担増加が懸念されます。

また令和3年秋より、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されています。マイナポータルを通してご自身の健診結果や薬剤情報が閲覧でき、また、医療機関窓口での自己負担限度額以上の医療費の支払い手続きが不要になるなど、利便性が高まります。政府も令和6年秋に現在の健康保険証の廃止を目指すという方針を打ち出しました。当健保組合においても、今後の動きを見守ってまいります。

当健保組合は、引き続き保健事業を通して皆さまの疾病予防に取り組むほか、皆さまの健康寿命の延伸に注力してまいります。また、皆さまには「かかりつけ医」やジェネリック医薬品、リフィル処方箋の活用等を通して、医療費削減にもご協力いただきたくお願い申し上げます。

最後になりましたが、感染症対策などに引き続きご留意いただきながら、この一年を明るく健やかに過ごされますことを心よりお祈り申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。



2022年
10月から

社会保険の適用が 拡大されました

給付と負担のバランスを確保しつつ、すべての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築を目指して、健康保険制度等の見直しが進められています。



短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

2022年10月から社会保険の加入対象となる企業の範囲が拡大され、一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されました。9月までは、従業員数501人以上の企業が社会保険の加入対象でしたが、10月からは従業員数101人以上の企業が対象となりました。また、2024年10月からは従業員数51人以上の企業も対象となります。

なお、新たに加入対象となったのは、下記の4つの条件をすべて満たすパート・アルバイト等の方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

企業の規模

2022年9月まで

従業員数
**501人以上の
企業**

2022年10月～

従業員数
**101人以上の
企業**

2024年10月～

従業員数
**51人以上の
企業**

従業員数の考え方 (A+Bの合計)

A

フルタイムの
従業員数

B

週労働時間がフルタイムの
3／4以上の従業員数
※従業員には、パート・アルバイトを
含みます。

健康経営について



健康保険組合では、スタンレー電気が目指す健康経営のため、人事部、業務部、産業医、労働組合と共に推進をしています。

健康経営とは、従来は自己責任や企業のコストとして捉えられていた従業員の健康管理や健康増進を投資と考えて戦略的に実行する新たな経営手法で、スタンレー電気は令和3年3月に経済産業省より健康経営優良法人に認定され、現在も社員の皆さまが心身ともに健康で働き続けられる職場づくりを推進しています。

スタンレー電気の社員のみならず、関係会社やご家族の皆さまにおかれましても、健康な毎日を長く過ごせるように生活習慣を見直してみませんか。健康保険組合も保健事業としてさまざまな支援をしていきますのでご活用ください。



第三者行為による
事故等の治療で
健康保険を使うときは

健康保険組合に 必ず連絡を！



交通事故によるけがや病気で治療を受ける場合、速やかに健保組合へ事故状況等について連絡し、「第三者行為による傷病届」等を提出していただくことで健康保険による治療ができます。加害者に対して、後日健保組合から請求を行います。自分が起こした事故であっても届け出が必要です。

□ 医療機関で受診する前にまずは健保組合にご連絡を

自動車事故のように第三者の行為によって起きた事故などによる病気やけがの場合も、健康保険で診療を受けることができますが、手続きが必要です。まずは健保組合にご連絡ください。

□ 必ず「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

事故による病気やけがの診療が行われた場合、その医療費は加害者が負担すべきものです。ですから、健康保険の診療が行われた場合、健保組合は一時的にその医療費を立て替え、後から加害者またはその保険会社に医療費を請求することになります。

健保組合では、届け出がないと、第三者の行為による病気・けがであることが分からず、加害者が負担すべき医療費を加入者の皆さまの保険料から支払うことになってしまいます。健康保険で診療を受けるときは、速やかに「第三者行為による傷病届」を健保組合に提出してください。

□ 示談のときも、あらかじめ健保組合にご相談ください。

加害者との示談により、示談金やお見舞い金として医療費を受け取ってしまうと、その分については健康保険で医療を受けることはできません。また、「健康保険で診療を受けるから医療費はいらない」という示談をしてしまうと、医療費は被害者が全額負担することになってしまいます。健康保険で診療を受けたいときには、示談の前に必ず健保組合に相談してください。

第三者行為

- 交通事故
- けんか
- 他人の犬にかまれた



- ゴルフ場で他人の打球が当たった
- スキー・スノーボード等の衝突・接触事故
- 購入食品や飲食店での中毒



- 池やプールで他人の遊具と接触した
- 建物上階からの落下物、工事現場のはみ出した資材につまずいた



オンライン卒煙プログラム 禁煙に挑戦しませんか?

アプリを取得して
初回面談予約!

①アプリをダウンロード

QRコードもしくはApp Storeまたは
Playストアで「ascure 卒煙」と検索

②アプリで初回面談を予約
招待コードはこちら!



638558

禁煙に導く3つのサポート

1 卒煙カウンセラーによる
オンライン面談



2 医師開発の
専用アプリでサポート



3 禁煙補助薬は
ご自宅に配達



今ならプログラム参加費用が

通常54,000円(税抜)のところ

無料!!

¥0

けんぽ事務長

諸橋の卒煙プログラム体験記

令和3年10月に健康保険組合に着任した諸橋です。着任直後に卒煙プログラムの申し込みをして、先日無事に卒煙できましたので皆さんにご説明したいと思います。

プログラムはスマホアプリを主に進めながら、途中に女性指導員とのビデオ面談をはさんで6ヵ月の指導です。教育アプリでは、卒煙を失敗しやすい注意点や、誘惑に負けない対応知識がアニメーション動画などで配信され、途中チャット機能を使えば指導員とLINEのように連絡を取って相談もできます(喫煙レベルに応じたニコチンパッチやガムも配布されます)。

特に事前に卒煙に関する知識を得ることで“吸いたい”という誘惑に冷静になれる点は良かったと思いましたし、途中“非常につらくて仕方がない”という感じもなく最後まで進めることができました。ちなみに卒煙テストはビデオ面談で検査キットを使うのでウソはつけません。

業者から毎月報告されるプログラムを利用されている方の状況を見ると、成功率はおおむね80%で多くの方が卒煙に成功されています。タバコをやめたいと思っている方はぜひ申し込みされることをお勧めします。

毎日のゴハンがさらに美味しく感じられるようになりますよ。



送られてきたニコチンガム210個と検査キット